

## 【目 次】

### IT 関係

- ・ ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法の考え方の  
明確化 . . . . . 1
- ・ 反競争的行為や所有顧客情報悪用の防止の撤廃、指針の明確化 . . . . . 2

### 環境関係

- ・ 資源環境に向けた関連産業による協同行為について . . . . . 3

### 競争政策関係

- ・ 制度等の見直し . . . . . 4
- ・ 審査機能の強化 . . . . . 8
- ・ 警告及び注意の在り方 . . . . . 9
- ・ 企業結合審査の迅速化 . . . . . 10
- ・ 企業結合規制（持株会社規制） . . . . . 11
- ・ 企業結合規制（金融会社の株式保有規制） . . . . . 12
- ・ 企業結合規制（大規模会社の株式保有総額制限） . . . . . 13
- ・ 企業結合規制（金融会社の株式保有規制） . . . . . 14
- ・ リース債権等譲受時の届出義務の排し . . . . . 15
- ・ 民事的救済制度 . . . . . 16
- ・ 規制産業における競争の促進 . . . . . 17
- ・ 民営規制や反競争的行政指導の防止等による産業の競争促進 . . . . . 18
- ・ 独占禁止法の適用除外や特例の見直し . . . . . 19
- ・ 公益事業分野における公正取引委員会と事業省庁の連携 . . . . . 20
- ・ エネルギー分野の競争環境を整備するための公正取引委員会の  
活動の強化、規制改革のプロセスと競争政策 . . . . . 21
- ・ 特殊法人の民営化 . . . . . 22
- ・ 地方公共団体による発注・入札制限の改善 . . . . . 23
- ・ 学校指定店制度の廃止 . . . . . 24
- ・ 下請法の厳正運用 . . . . . 25
- ・ 下請法適用対象の拡大 . . . . . 26
- ・ 規制改革に伴う消費者の適正な商品選択を確保するための  
景品表示法の有効活用等の具体的検討 . . . . . 27
- ・ 景品規制 . . . . . 28
- ・ 公正取引委員会の位置付け . . . . . 29
- ・ 公正取引委員会の体制強化 . . . . . 30

## 資格制度関係

- ・ 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方の明確化 . . . . . 32

## 金融関係

- ・ 企業結合規制（金融会社の株式保有規制） . . . . . 33

## その他

- ・ 表示規制 . . . . . 34
- ・ 支配的事業者の指定及び市場の定義の作業の分業化 . . . . . 35

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国
項目	ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化		
意見・要望等の内容	ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方を検討する際に、国内外の関係組織が意見を述べる機会が与えられるよう保証する。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 3(4)】 ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成14年3月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、独占禁止法上の考え方の明確化を図るため、学識経験者及び実務家からなる「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」報告書を公表し、ソフトウェアライセンス契約等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図った(平成14年3月20日公表)。なお、報告書において検討されている事項について、関係各方面からの意見等を随時受け付けている。			
担当局課室等名	取引部取引企画課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	E U
項目	反競争的行為や所有顧客情報悪用の防止の徹底、指針の明確化		
意見・要望等の内容	<p>略奪的価格や、独占事業者と準独占事業者の競争市場活動への相互扶助、差別的行為のような反競争的行為や所有顧客情報の悪用の防止に特に重点を置くべき。全ての指定事業者に、反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用すべきである。</p> <p>非対称規制の原則と矛盾することなく、非支配的事業者による反競争的行為は、競争当局によって事後的に介入されるべき。</p> <p>独占禁止法と総務省の指針の総合的な位置付けを、特に被害事業者がどのように活用できるかについて、明確にすべき。</p>		
関係法令	電気通信事業法、独占禁止法	共管	総務省、公正取引委員会
制度の概要	<p>電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者を対象として、(1)接続により得られた情報の目的外利用・提供、(2)不当に優先的又は不利な特定の電気通信事業者の取扱い、(3)製造・販売業者等への不当な規律・干渉の3つの反競争的行為を予め禁止し、それらに違反する行為が発生した場合には速やかに是正し得る措置（停止・変更命令制度）を整備している。また、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者による反競争的行為については、業務改善命令等の事後的な是正措置を整備している。</p> <p>独占禁止法においては、事業者一般を対象として、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止し、これら行為を排除する措置を整備している。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 1 イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立】</p> <p>非対称規制の導入 市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。</p> <p>電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化 電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済 措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成13年11月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>市場支配的な電気通信事業者が行う反競争的行為を禁止するため、平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、上記前段の制度を整備済。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月 公正取引委員会・総務省）において、独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為等を具体的に明確化している。</p> <p>被害事業者の本指針の活用方法に関しては、公正取引委員会への報告、総務大臣への意見申出等に係る手続やその窓口、両法の運用の整合性を図る観点からの公正取引委員会と総務省の連携等について、同指針において明記している。</p>			
担当局課室等名	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p>		

分野	環境関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	資源循環に向けた関連産業による共同行為について			
意見・要望等の内容	資源循環に向けた関連業種による共同行為については、循環型社会を早急に構築する必要があることから、独占禁止法から除外し、業界を超えた連携施策や体制整備等を推進する必要がある。			
関係法令	独占禁止法	共管	なし	
制度の概要	事業者及び事業者団体は、一定の取引分野における競争を実質的に制限してはならないとされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 2(3)】 イ リサイクル・廃棄物 リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方 リサイクルのための共同事業について、具体的にどのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
		具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成13年6月)			
(説明)	<p>事業者によるリサイクル等に係る共同の取組については、競争原理を活用していく一方で、リサイクル等の推進という社会公共的な目的からみた必要性についても十分考慮する必要がある。</p> <p>公正取引委員会は、このような認識の下に、リサイクル等に対する事業者の共同の取組について、独占禁止法上の考え方を明らかにすることによって、事業者が実施するリサイクル等が競争を阻害することなく円滑に推進され、もって、循環型社会の形成・推進に資することを期待して、「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」を平成13年6月26日に公表したところである。</p>			
担当局課室等名	経済取引局総務課，取引部相談指導室			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国，EU，カナダ，日本労働組合総連合会
項目	制度等の見直し		
意見・要望等の内容	1 違反行為終結後の措置期限の延長（米国，EU） 2 違反行為終結後の措置規定の対象行為の追加（米国） 3 課徴金の水準の引上げ（EU） 4 中小企業に適用される課徴金賦課率の撤廃（米国） 5 課徴金対象範囲の拡大（米国） 6 課徴金の対象となる事業活動の実行期間3年の限度の撤廃（米国） 7 刑事告発手続の見直し（米国） 8 公正取引委員会の調査権限の強化（米国，カナダ） 9 刑事罰の水準の引上げ（EU） 10 優越的地位の濫用など独占禁止法違反行為に対する罰則の強化（日本労働組合総連合会） 11 制裁減免制度の導入（米国） 12 検査妨害等の罰則の強化とそのような行為に対して積極的に告発をするという新しい政策の公表（米国） 13 入札談合に關与した発注者側に対する措置規定の導入（米国）		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p><b>排除措置</b></p> <p>独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第1項）。また、違反行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第2項）。ただし、当該行為につき、勧告又は審判手続が開始されることなく1年を経過したときは措置を命じることができない（独占禁止法第7条第2項ただし書）。独占禁止法違反行為のうち、第6条違反行為・一部の第8条違反行為については、違反行為が既に終了している場合には、違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができない。</p> <p><b>課徴金制度</b></p> <p>事業者による不当な取引制限又は事業者団体による競争制限行為が「商品若しくは役務の対価にかかるもの」又は「実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響のあるもの」に該当する場合には、公正取引委員会は、違反行為を行った事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動が行われた期間（3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間）における当該商品又は役務の売上額に6パーセント（卸売業は1パーセント、小売業は2パーセント）を乗じた額の課徴金の納付を命じる旨規定している。ただし、中小企業に対しては、3パーセント（卸・小売業は1パーセント）を乗じた額の課徴金の納付を命じることとされている（独占禁止法第7条の2第1項・第2項及び第8条の3）。</p> <p>実行期間の終了した日から3年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあっては、当該審判手続が終了した日から1年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命じることができない（独占禁止法第7条の2第6項及び第8条の3）。</p> <p><b>刑事罰</b></p> <p>独占禁止法第89条は、同法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反した者、同法第8条第1項第1号（事業者団体による競争制限行為の禁止）の規定に違反した者に対して、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する旨を規定している。また、同法第95条は、法人等の従業者等が当該法人等の業務又は財産に関して違反行為をしたときは、当該従業者等を罰するほか、当該法人等に対しても罰金刑を科する旨を規定している。同法第89条の罪に係る法人等に対する罰金刑の上限は、1億円とされている。</p> <p>なお、独占禁止法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反行為については、罰則の定めはない。</p> <p><b>刑事告発手続</b></p> <p>公正取引委員会は、独占禁止法の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に対し告発しなければならない（独占禁止法第73条第1項）。検事総長は、公正取引委員会による告発に係る事件を不起訴にした場合には、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及び理由を文書をもって内閣総理大臣に報告しなければならない（同条第2項）。また、私的独占・不当な取引制限の罪等（独占禁止法第89条から第91条までの罪）は、公正取引委員会の告発が訴訟条件とされている（独占禁止法第96条第1項）。</p> <p><b>調査権限</b></p> <p>独占禁止法第46条は、事件の調査のための権限を規定している。これらの権限につい</p>		

	<p>ては、相手方が拒む場合これを実力で強制することはできないが、正当な理由なく処分に      応じない場合には 検査妨害等の罪については6か月以下の懲役又は20万円以下の罰金、      その他の調査のための処分違反等（出頭命令の拒否等）の罪については20万円以下の罰      金が科される（独占禁止法94条、94条の2）。</p> <p>入札談合に關与した発注者側に対する措置規定の導入</p> <p>独占禁止法は、事業者間の競争制限行為等の排除を目的としており、入札談合の違反行      為に關与した第三者（違反行為者でない者）に対し、改善措置を命ずる法的根拠はない。</p>		
<p>計画等にお      ける記載の      状況</p>	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】      カルテル・談合に対する執行の強化</p> <p>カルテルに対する現行の課徴金制度について、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い、カ      ルテルや談合の抑止を図るために、恣意性を排除し、かつ透明性を確保した上で、調査に積      極的に協力し、かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要・導入の可能性の      ほか、必要に応じて有効な調査、検査の在り方などを含めて、公正取引委員会の審査活動の      実効性を高める方策について検討する。</p> <p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】      入札談合に關与した発注者側に対する措置の導入</p> <p>入札談合に關与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点      から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、新しい制度の導入を含めた法      整備について検討を行う。</p>		
<p>対応の状況</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済            措置予定（2, 9）            （実施（予定）時期：           ）            措置困難（1, 3, 4, 6, 10）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中（5, 7, 8, 11, 12）            具体的措置の検討中            その他（12, 13）</p> </td> </tr> </table>	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済            措置予定（2, 9）            （実施（予定）時期：           ）            措置困難（1, 3, 4, 6, 10）</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中（5, 7, 8, 11, 12）            具体的措置の検討中            その他（12, 13）</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済            措置予定（2, 9）            （実施（予定）時期：           ）            措置困難（1, 3, 4, 6, 10）</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中（5, 7, 8, 11, 12）            具体的措置の検討中            その他（12, 13）</p>		
<p>（説明）</p> <p>違反行為終結後の措置期限の延長（1）</p> <p>公正取引委員会は、独占禁止法の手続規定等について検討するために、「独占禁止法研究会」を開催し、      平成13年10月、その検討結果を報告書として公表した。同研究会報告書において、違反行為終結後の      措置期限の延長について、以下のように取りまとめられている。</p> <p>違反行為終結後の措置期限は、行政処分である審決の前段階としての勧告又は審判開始決定を行う      ことができる期限であり、この期間内に勧告又は審判開始決定を行った違反行為については、違反行      為がなくなってから1年以上経過していても、排除措置を命じることが可能である</p> <p>諸外国の競争法における制裁金や刑事訴追は、違反行為に対する非難・制裁の観点から行われるも      のであるのに対し、日本の独占禁止法上の排除措置は、市場における競争秩序の維持・回復を図るた      めに命じられるものであり、制裁金や刑事訴追とは目的を異にしている</p> <p>ことから、現時点においては、延長する必要性はないものとしている。同研究会報告書等を踏まえれば、現      時点においては、違反行為終結後の措置期限を延長する必要性はないものと考えられる。</p> <p>なお、独占禁止法においても、価格カルテル等による経済的利得を徴収する趣旨の課徴金については、      違反行為の実行としての事業活動がなくなった日から3年以内であれば納付を命じることが可能であり、      刑事罰については、私的独占、不当な取引制限の禁止行為等の罪は、犯罪終了後3年以内であれば起訴が      可能である。</p> <p>違反行為終結後の措置規定の対象行為の追加（2）</p> <p>独占禁止法研究会報告書は、違反行為終結後の措置規定の対象行為の追加について、既往の違反行為に      対する措置の趣旨を一層徹底する観点から、第6条違反行為・一部の第8条違反行為についても、違反行      為が既になくなっている場合に違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることが      できるようにすることが適当であるとしている。同研究会報告書等を踏まえ、違反行為終結後の排除措置規      定の対象行為として、事業者団体による一定の事業分野における事業者数の制限行為等を追加すること等      を内容とする改正法案が取りまとめられ、第154回国会に提出された。</p> <p>課徴金の水準の引上げ（3）</p> <p>課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国家が徴収することによって、社会的公正を確保するとと      もに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置である。また、      課徴金額の算定に当たっては、対象商品・役務の売上額に一定の率を乗ずる方法により算定された金額を      もって、剥奪すべき不当な経済的利得と擬制しているものであり、その水準は、課徴金制度の性格上、カ      ルテルによる経済的利得として合理的な範囲にとどまっているものである。このような現行制度を前提      とすると、その水準をさらに引き上げることは困難である。</p> <p>中小企業に適用される課徴金賦課率の撤廃（4）</p> <p>課徴金制度については、平成3年改正において、企業規模別の一定率が導入されたが、その理由として      は、一般に企業の価格交渉力はその規模にも左右され、カルテルによる経済的利得も企業の価格交渉力      に応じて変化すること、規模の大小を区別せずに一定率を定めれば、大企業には抑止効果が不十分とな      る一方、中小企業にとっては相対的に大きな経済的負担が課されることが挙げられている。</p> <p>中小企業に対する課徴金算定の一定率は、その平均的な売上高営業利益率に基づいて設定されたもので      あり、このような制度導入の趣旨から考えると、大企業とは異なる一定率を設けることには合理的理由が      あると考えられ、中小企業に適用される課徴金賦課率を撤廃することは困難である。</p> <p>課徴金対象範囲の拡大（5）</p>			

独占禁止法研究会報告書は、課徴金の対象範囲について、課徴金制度の趣旨・性格にかんがみれば、私的独占や購入カルテルを課徴金の対象とすることが望ましいが、現行の課徴金額の算定方式を前提とすると、私的独占については課徴金の対象とならない違反行為が発生する場合も生じ得るほか、購入カルテルについては、売上げが存在しないことから、課徴金対象行為の範囲の見直しに当たっては、現行課徴金制度とは別の新たな制度設計をすることを検討する必要があるとした上で、独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を一層強化する観点から、独占禁止法違反行為に対して採られる措置の体系について見直すことを検討する際に、併せて検討することが適当であり、公正取引委員会において、早急に措置体系の見直しの検討に着手すべきであるとしている。

公正取引委員会としては、同研究会報告書等を踏まえ、措置体系の見直しに係る検討に着手することとしている。

#### 課徴金の対象となる事業活動の実行期間3年の限度の撤廃（6）

現在、課徴金額の算定に当たって、その対象となる事業活動の実行期間が3年とされているのは、長期にわたって事実状態が継続する場合にその全期間について課徴金を課すこととすると、法律関係の社会的安定という観点から問題があること等によるものである。また、課徴金の額は、証拠に基づき正確に算定される必要があるが、実際上も実行期間の始期が古いと課徴金額の算定のための正確な証拠資料を収集することが困難な場合もあり得る。したがって、課徴金の対象となる事業活動の実行期間の3年の限度を撤廃することは困難である。

#### 刑事告発手続の見直し（7）

独占禁止法研究会報告書は、独占禁止法上の刑事告発手続について、基本的には、他法令と同様の手続に整備することが適当であるとの考え方があるとする一方で、現行の告発手続において意図されている公正取引委員会の告発に重みを持たせることの必要性の有無について判断することは慎重であるべきとの考え方もあるとしている。したがって、この点にも留意しながら、刑事告発手続の整備について、引き続き、検討することが適当であると考えられる。

#### 公正取引委員会の調査権限の強化（8）

独占禁止法研究会報告書は、国税当局等に与えられている犯則調査権限を公正取引委員会に付与することについて、導入の必要性の問題のほか、実務的な問題も多いとの考え方もあるとした上で、独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を一層強化する観点から、独占禁止法違反行為に対して採られる措置の体系について見直すことを検討する際に、併せて検討することが適当であり、公正取引委員会において、早急に措置体系の見直しの検討に着手すべきであるとしている。

公正取引委員会としては、同研究会報告書等を踏まえ、措置体系の見直しに係る検討に着手することとしている。

#### 刑事罰の水準の引上げ（9）

価格カルテル等の不当な取引制限を行った法人等に対する罰則については、平成4年の法改正により、いわゆる法人重科制度が導入されており、罰金刑の上限額がそれまでの500万円から1億円に引き上げられている。しかし、現在では、1億円という水準は、他の経済法令における法人等に対する罰金刑の水準3億円・5億円と比較してかなり低いものとなっている。刑罰の軽重は当該違反行為に対する社会的非難の程度を表す指標の役割を果たすものであるところ、経済活動の基本ルールとしての独占禁止法の重要性がこれまで以上に高まっている現状にかんがみ、違反行為に対する抑止力を高める観点から、他の経済法令と並ぶ水準にまで罰金刑の上限額を引き上げる必要があると考えられることから、法人等に対する罰金刑の上限額を5億円に引き上げること等を内容とする改正法案が第154回国会に提出された。

#### 優越的地位の濫用など独占禁止法違反行為に対する罰則の強化（10）

私的独占、不当な取引制限等が刑事罰の対象とされているのは、これらの違反行為が一定の取引分野における競争の実質的制限を構成要件としており、公正かつ自由な競争秩序への侵害の程度が重大であるためである。これに対し、優越的地位の濫用など不公正な取引方法は、競争の実質的制限に至らない、公正な競争を阻害するおそれがある行為を規制するものであり、競争侵害の程度が比較的軽い行為を対象としている。また、企業の日常の取引活動における多岐多様な行為が対象となっていることから、具体的な行為類型は公正取引委員会の指定に委ねられている。このため、違反行為の重大性及び罪刑法定主義の観点から、優越的地位の濫用などの不公正な取引方法を、刑事罰の対象とすることは困難である。

なお、優越的地位の濫用などの不公正な取引方法が行われ、これに対して公正取引委員会の審決が確定し、当該審決に違反して不公正な取引方法が行われた場合には、確定審決違反の罪として刑事罰の対象となる（独占禁止法第90条第3号）。

#### 制裁減免制度の導入（11）

独占禁止法研究会報告書は、制裁減免制度の導入については、独占禁止法違反行為に対して採られるいづれの措置（制裁を目的とした刑事罰、行政上の措置としての違反行為の排除を命じる審決及びカルテルによる経済的利得を徴収する課徴金納付命令）についても、現行の独占禁止法体系を前提とする限り、制裁減免制度の導入は困難であるとした上で、独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を一層強化する観点から、違反行為者に対して採られるべき措置の体系について見直すことを検討する際に、併せて検討すべき課題であり、公正取引委員会において、早急に措置体系の見直しの検討に着手すべきであるとしている。

公正取引委員会としては、同研究会報告書等を踏まえ、措置体系の見直しに係る検討に着手することとしている。

#### 検査妨害等の罰則の強化とそのような行為に対して積極的に告発をするという新しい政策の公表（12）

公正取引委員会の検査妨害等に対する罰則の強化については、独占禁止法研究会報告書では、公正取引委員会の調査活動の実効性を確保する観点からは、他法令における同様の罰則の上限や独占禁止法に係る



刑事罰体系との関係も踏まえながら、公正取引委員会の検査妨害等に対する罰則の強化を図ることが適当であるとされている。したがって、検査妨害等に対する罰則の強化については、他法令における検査妨害等に対する罰則や独占禁止法の刑事罰体系との関係を踏まえて検討することが適当であると考えられる。

事件が複雑・巧妙化するとともに、企業側の防御姿勢も高まってきている状況において、独占禁止法に違反する疑いのある行為について迅速に調査し、厳正かつ積極的に対処するため、立入検査、事情聴取等の事件審査に工夫を凝らしているところであり、事件審査において立入検査の妨害等の行為が行われた場合には、公正取引委員会として厳正な対応をとることとしている。

入札談合に關与した発注者側に対する措置規定の導入（13）

公正取引委員会は、従来から、入札談合に関する調査の結果、発注制度・運用等に問題があれば、発注者に対し、改善措置を講じることを要請している。入札談合に關与した発注者側に対する措置については、立法府においてその導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行うこととしている。

担当局課室等名	経済取引局総務課，審査局管理企画課
---------	-------------------

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	E U
項目	審査機能の強化		
意見・要望等の内容	1 市場における支配的地位濫用事例（価格取り決めとは区別）の追求の強化，公正取引委員会の審査機能の強化。 2 公正取引委員会の調査能力及び業務能力を更に強化すること。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	公正取引委員会は，事件について必要な調査をするため，次の処分をすることがとされている（独占禁止法第46条）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し，又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること</li> <li>・ 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。</li> <li>・ 帳簿書類その他の物件の所持者に対し，当該物件の提出を命じ，又は提出物件を留めておくこと。</li> <li>・ 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り，業務及び財産の状況，帳簿書類その他の物件を検査すること。</li> </ul> ただし，これら処分の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとされている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 3(4)】 カルテル・談合に対する執行の強化 カルテルに対する現行の課徴金制度について，悪質な違反行為の摘発を効果的に行い，カルテルや談合の抑止を図るために，恣意性を排除し，かつ透明性を確保した上で，調査に積極的に協力し，かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要性・導入の可能性のほか，必要に応じて有効な調査，検査の在り方などを含めて，公正取引委員会の審査活動の実効性を高める方策について検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(実施(予定)時期： )			
(説明) 支配的地位にある事業者による独占禁止法違反事件に限らず，事件が複雑・巧妙化するとともに，企業側の防御姿勢も高まってきている状況において，独占禁止法に違反する疑いのある行為について迅速に調査し，厳正かつ積極的に対処するため，立入検査，事情聴取等の事件審査に工夫を凝らしているところである。 審査担当職員に対する研修の充実，法務省等の他省庁との人事交流の活用等により，審査能力の向上を図るとともに，独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため，電子メール等による申告が可能となるよう所要の措置を講じ，違反行為の端緒に関しても一層積極的な情報活動に努める所存である。			
担当局課室等名	審査局管理企画課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	警告及び注意の在り方			
意見・要望等の内容	独占禁止法違反に係る「警告」及び「注意」の発出についてその法令上の権限を明確にし、独占禁止法の実効性を高め、カルテル行為、中小企業に対する優越的地位の濫用及び不当廉売に係る事案等について積極的に発動する。また、「注意」に関しては個別事案の内容に即して可能な限り具体的に公表する。			
関係法令	独占禁止法	共管	なし	
制度の概要	<p>独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第1項）。</p> <p>また、違反行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第2項）。</p> <p>違反行為を認めるに足る証拠はないが、違反の疑いが認められた場合は警告（行政指導）を行い、同時に公表している。また、このまま放置することで違反につながるおそれがある場合注意を行っているが、公表は行っていない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】</p> <p>独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方</p> <p>現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：                      ）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>（説明）</p> <p>警告については、公正取引委員会の審査活動の透明性を確保する観点から、警告を行った都度公表するとともに、年次報告において各々の事件の態様別にその概要を公表している。また、注意については、直近では、平成13年5月に公表した「平成12年度の独占禁止法違反事件の審査状況について」の中で、全体の件数並びに不当廉売事件に関する調査を行うに当たっての考え方及び業種別の注意件数を公表しているところである。</p> <p>今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処していく。</p>				
担当局課室等名	審査局管理企画課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	企業結合審査の迅速化			
意見・要望等の内容	企業結合審査部門の強化等により審査の迅速化を図る。			
関係法令	独占禁止法第4章	共管	なし	
制度の概要	独占禁止法4章では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止するとともに、一定規模以上の企業結合については、届出、報告を義務付けている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>企業結合審査部門の体制については、政府全体として行財政改革が進められている中であって、増員が図られてきているところであり、今後とも迅速かつ的確な企業結合審査を行っていくため、必要に応じて人員を含めた体制の充実に努めていくこととしている。</p>				
担当局課室等名	経済取引局企業結合課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	自動車工業会，第二地方銀行協会
項目	企業結合規制（持株会社規制）		
意見・要望等の内容	1 持株会社規制における「総資産基準」を撤廃すべきである。（自動車工業会） 2 持株会社ガイドラインの第3類型を見直すべきである。（第二地方銀行協会） 3 持株会社の報告・届出の対象範囲を縮小すべきである。（第二地方銀行協会）		
関係法令	独占禁止法第9条	共管	なし
制度の概要	<p>独占禁止法第9条第1項及び第2項は，事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立・転化を禁止しており，持株会社は，持株会社及びその子会社の総資産の額の合計が3000億円を超える場合には，毎事業年度終了後3か月以内に持株会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第6項），持株会社の新設について，設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）が義務付けられている。</p> <p>「事業支配力が過度に集中することとなる」とはどのような場合であるかについては，持株会社ガイドライン（「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」平成9年12月）で明らかにしているところ，その中で，第1類型として，持株会社グループの総資産の額の合計額が15兆円を超え，5以上の売上高6000億円超の事業分野のそれぞれにおいて，単体総資産の額3000億円超の会社を持株会社が傘下に有する場合と，第3類型として，相互に関連性のある5以上の売上高6000億円超の事業分野のそれぞれにおいて，シェア10%超又は順位3位以内の会社を持株会社が傘下に有する場合と，それぞれ定義している。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3（3）】 一般集中規制の見直し 持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制について，事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約することがないように，現行の外形的な規制を見直す。</p> <p>【規制改革推進3か年計画 3（4）】 一般集中規制（持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制）の見直し 現行の持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制については，一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして，事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し，平成13年度中に結論を得て，平成14年度中に所要の措置を講ずる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定（3） （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中（1，2） 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明） 公正取引委員会は，一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために，平成13年2月以降，独占禁止法研究会及び同研究会一般集中部会を開催し，一般集中規制の必要性，在り方等について検討を行い，平成13年10月31日，その検討結果が取りまとめられた。</p> <p>同研究会の報告書では，現行の独占禁止法第9条について，事業支配力の過度集中を防止することは，引き続き必要であること等から，基本的にこれを維持することが適当であるとしている一方，報告・届出の対象範囲や持株会社ガイドラインの内容等について，更に検討すべきであるとしている。</p> <p>公正取引委員会は，同報告書等を踏まえ，持株会社を規制する独占禁止法第9条を含め，一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し，同法案は，平成14年3月5日，第154回国会に提出された。</p> <p>公正取引委員会としては，総資産基準を含め，持株会社ガイドラインの内容について，関係各方面の意見を勘案しつつ，独占禁止法第9条の規制趣旨からみて適当なものかどうかという観点から，検討する必要があるものと考えている。</p> <p>なお，持株会社の報告・届出基準については，上記改正法案において，これを引き上げることとしている。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	第二地方銀行協会，生命保険協会， 経済団体連合会，ベンチャー・インタープライズ センター，日本損害保険協会，信託協会
項目	企業結合規制（金融会社の株式保有規制）		
意見・要望等の内容	<p>1 独占禁止法第 11 条による銀行の株式保有制限を廃止する。（第二地方銀行協会）</p> <p>2 独占禁止法第 11 条の例外を拡大する。（生命保険協会，第二地方銀行協会）</p> <p>3 民法上の組合に対する金融会社の株式保有規制の適用除外を追加する。（生命保険協会，経済団体連合会，ベンチャー・インタープライズセンター）</p> <p>4 中小企業等投資事業等有限責任組合に対する適用除外に係る株式の保有期間の制限を延長する（民法上の組合に対する適用除外を追加した場合を含む。）。（経済団体連合会，ベンチャー・インタープライズセンター）</p> <p>5 保険会社による自社の子会社の株式保有を認可制から届出制に変更する。（生命保険協会）</p> <p>6 独占禁止法第 11 条第 1 項ただし書に基づく認可の際の審査を簡素化する。（日本損害保険協会）</p> <p>7 信託銀行が信託財産の資産運用目的で株式を取得・所有する場合の株式保有制限を緩和する。（信託協会）</p> <p>8 金融会社による S P C 法における優先出資証券等の取得・所有を適用除外とする。（第二地方銀行協会，生命保険協会，信託協会）</p>		
関係法令	独占禁止法第 11 条	共管	なし
制度の概要	<p>独占禁止法第 11 条は，金融会社を中心とした事業支配力が過度に集中することとなる企業集団の出現等を防止するため，金融会社が他の国内の会社の株式を 5 %（保険会社は 10 %）を超えて保有することを禁止している。他方，金融会社による株式保有が事業の性格上必要であり，かつ，事業支配力の過度集中等をもたらすおそれのないような場合もあることから，公正取引委員会の認可を受けた場合等には，例外的に 5 %（10 %）を超えて株式を保有することができる。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進 3 か年計画 3（3）】 一般集中規制の見直し 持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制について，事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約することがないように，現行の外形的な規制を見直す。</p> <p>【規制改革推進 3 か年計画 3（4）】 一般集中規制（持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制）の見直し 現行の持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制については，一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして，事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し，平成 13 年度中に結論を得て，平成 14 年度中に所要の措置を講ずる。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定（2，3，7）</p> <p>（実施（予定）時期：）</p> <p>措置困難（1，4）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中（5，6，8）</p>	<p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会は，一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために，平成 13 年 2 月以降，独占禁止法研究会及び同研究会一般集中部会を開催し，一般集中規制の必要性，在り方等について検討を行い，平成 13 年 10 月 31 日，その検討結果が取りまとめられた。</p> <p>同研究会の報告書では，独占禁止法第 11 条について，規制対象を銀行及び保険会社に限定するとともに，銀行及び保険会社が事業会社の発行済株式総数の 5 %（保険会社は 10 %）を超えて当該事業会社の株式を取得・所有することを禁止する規定とすべきとしており，同条の適用除外の範囲について，同条の規制趣旨を踏まえ検討する必要があるものと考えられるとしている。</p> <p>公正取引委員会は，同報告書等を踏まえ，金融会社の株式保有を規制する独占禁止法第 11 条を含め，一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し，同法案は，平成 14 年 3 月 5 日，第 154 回国会に提出された。（1，2，3，5，6，7，8）</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合に対する適用除外についての 10 年間の株式の保有期間制限は，当該株式保有が，株式発行会社の支配目的ではなく，投資目的であることを担保するために設けられているものであり，これを撤廃することは困難である。（4）</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	企業結合規制（大規模会社の株式保有総額制限）		
意見・要望等の内容	大規模会社の株式保有総額規制を維持すべきである。		
関係法令	独占禁止法第9条の2	共管	なし
制度の概要	独占禁止法第9条の2は、事業支配力の過度集中の防止を目的として、金融業以外の株式会社で、資本の額が350億円以上又は純資産の額が1400億円以上の会社は、自己の資本の額又は純資産の額のいずれが多い額を超えて国内の会社の株式を取得し又は所有することを、原則として禁止している。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3（3）】 一般集中規制の見直し 持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制について，事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約することがないように，現行の外形的な規制を見直す。</p> <p>【規制改革推進3か年計画 3（4）】 一般集中規制（持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制）の見直し 現行の持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制については，一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして，事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し，平成13年度中に結論を得て，平成14年度中に所要の措置を講ずる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は、一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために、平成13年2月以降、独占禁止法研究会及び同研究会一般集中部会を開催し、一般集中規制の必要性、在り方等について検討を行い、平成13年10月31日、その検討結果が取りまとめられた。</p> <p>同研究会の報告書では、現行の独占禁止法第9条の2について、経済実態に変化がみられることから、規制方式として適切でなくなっていると考えられるので廃止すべきとしている一方、事業支配力が過度に集中することとなる事業会社（非持株会社）グループに対しては、第9条と同様に規制すべきとしている。</p> <p>公正取引委員会は、同報告書等を踏まえ、大規模会社の株式保有総額を制限する独占禁止法第9条の2を含め、一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し、同法案は、平成14年3月5日、第154回国会に提出された。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	企業結合規制（金融会社の株式保有規制）		
意見・要望等の内容	金融会社の株式保有規制を維持すべきである。		
関係法令	独占禁止法第11条	共管	なし
制度の概要	独占禁止法第11条は、金融会社を中心とした事業支配力が過度に集中することとなる企業集団の出現等を防止するため、金融会社が他の国内の会社の株式を5%（保険会社は10%）を超えて保有することを禁止している。他方、金融会社による株式保有が事業の性格上必要であり、かつ、事業支配力の過度集中等をもたらすおそれのないような場合もあることから、公正取引委員会の認可を受けた場合等には、例外的に5%（10%）を超えて株式を保有することができる。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3（3）】 一般集中規制の見直し 持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制について，事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約することがないように，現行の外形的な規制を見直す。</p> <p>【規制改革推進3か年計画 3（4）】 一般集中規制（持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制）の見直し 現行の持株会社規制，大規模会社の株式保有総額制限，金融会社の株式保有規制については，一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして，事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し，平成13年度中に結論を得て，平成14年度中に所要の措置を講ずる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明） 公正取引委員会は、一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために、平成13年2月以降、独占禁止法研究会及び同研究会一般集中部会を開催し、一般集中規制の必要性、在り方等について検討を行い、平成13年10月31日、その検討結果が取りまとめられた。</p> <p>同研究会の報告書では、独占禁止法第11条について、証券会社等を対象とする必要性は低くなっていることや、競争上の問題の中心は、金融会社が事業会社と結び付くことにあることから、規制対象を銀行及び保険会社に限定するとともに、銀行及び保険会社が事業会社の発行済株式総数の5%（保険会社は10%）を超えて当該事業会社の株式を取得・所有することを禁止する規定とすべきとしている。</p> <p>公正取引委員会は、同報告書等を踏まえ、金融会社の株式保有を規制する独占禁止法第11条を含め、一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し、同法案は、平成14年3月5日、第154回国会に提出された。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		



分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	経済団体連合会，リース事業協会	
項目	リース債権等譲受時の届出義務の廃止			
意見・要望等の内容	リース会社の有するリース及び割賦債権の譲受を独占禁止法における届出の適用除外とする。			
関係法令	独占禁止法第16条	共管	なし	
制度の概要	独占禁止法4章では，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合（営業譲受け等を含む。）を禁止するとともに，一定規模以上の企業結合については，届出，報告を義務付けている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 営業譲受け等については，いったん結合が行われた場合，その解消が非常に困難であること等にかんがみ，一定規模以上の営業譲受け等について届出義務を課している。 なお，リース債権等において，債権流動化のために一般に行われている債権譲渡については，譲渡会社であるリース会社の顧客の移転が生じないため，営業譲受け等には該当せず，届出は不要である。				
担当局課室等名	経済取引局企業結合課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国
項目	民事的救済制度		
意見・要望等の内容	差止請求の対象となる独占禁止法違反行為の拡大		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>民事的救済制度</p> <p>独占禁止法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）によって著しい損害を受け、又は受けるおそれがある消費者、事業者等は、裁判所に訴訟を提起し、違反行為の差止めを請求することができる（独占禁止法第24条）。</p> <p>差止請求訴訟が提起されたときは、裁判所は、その旨を公正取引委員会に通知するとともに、公正取引委員会に対し、その事件に関する独占禁止法の適用等について意見を求めることができる。また、公正取引委員会は、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、その事件に関する独占禁止法の適用等について意見を述べる（独占禁止法第83条の3）。</p> <p>差止めを求める者は、民事訴訟法の原則により被害発生地等の地方裁判所に差止請求訴訟を提起することができるほか、高等裁判所所在地の地方裁判所及び東京地方裁判所にも提起することができる。裁判所が相当と認めるときは、これらの裁判所に訴訟を移送することができる（独占禁止法第84条の2、第87条の2）。</p> <p>差止請求訴訟の濫用防止のため、提訴が不正の目的によることを被告が疎明した場合は、裁判所が、原告に相当の担保を提供することを命じることができる（独占禁止法第83条の2）。</p> <p>（被害者の立証負担の軽減）</p> <p>裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命じる（民事訴訟法第223条第1項）。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】</p> <p>民事的救済制度</p> <p>制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止め請求ができる独占禁止法違反行為として、私的独占及び不当な取引制限を対象とすることを含めて、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期： ）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。</p>			
担当局課室等名	経済取引局総務課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国
項目	規制産業における競争の促進		
意見・要望等の内容	公取委は、新しく設立されたIT・公益事業タスクフォースが電力・ガス分野における業務行為を積極的に監視，調査し，反競争的な行為に対しては，適切な措置を採ることを確実にする。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>排除措置</p> <p>独占禁止法に違反する行為があるときは，公正取引委員会は，これを排除するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第1項）。</p> <p>また，違反行為が既になくなっている場合においても，特に必要があると認めるときは，当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第2項）。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】</p> <p>規制産業における競争の促進</p> <p>電気通信，ガス事業，電気通信事業，運輸事業などのうち，従来，新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって，公正取引委員会は，所掌事務を遂行する上で政策提言を行う必要があれば，今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し，改善の余地があれば今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し，改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。また，上記の規制産業については，競争を促進する観点から，事業所管省庁と公正取引委員会が，ガイドラインの策定を含めて，競争にかかわる制度の新設，見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>規制改革により公益事業分野における新規参入の機会の増加が予想される中，IT・公益事業分野における法適用の重要性も増大することが考えられる。</p> <p>今後とも，電力・ガス事業分野を含む公益事業分野において独占禁止法違反行為に対する監視を強化し，問題とみられる行為については厳正な措置を講ずる所存である。</p>		
担当局課室等名	審査局管理企画課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国，EU
項目	国民規制や反競争的行政指導の防止等による産業の競争促進		
意見・要望等の内容	<p>1 公取委の追加的人的資源を最近規制が撤廃・緩和された分野の監視に当て、政府の規制が反競争的行政指導や「国民規制」による民間規制強化によって取って代わられることがないようにする。（米国）</p> <p>2 「高度寡占産業」における、製造業者と流通業者の間の財政的関係の範囲と形態についての公正取引委員会による調査を開始。（米国）</p> <p>3 競争制限的な行政指導について、独禁法ガイドラインとの適合性を調査し、その結果を公表すること。（EU）</p> <p>4 公正取引委員会と総合規制改革会議との共同作業を促進する。（米国）</p>		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第1項）。また、違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第2項）。</p> <p>公正取引委員会は、民間事業者又は事業者団体による事業活動の規制（いわゆる「国民規制」）について、それが独占禁止法に違反する行為による場合にはこれを排除するとともに、経済実態・事業実態についての調査を行い、競争制限的な慣行が見られる場合にはその是正を図り、また、そうした慣行の背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には関係省庁にその見直しを求めている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(2)】</p> <p>規制緩和後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は、公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる国民規制の問題については公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導存在する場合には、公正取引委員会及び関係省庁がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済（1，2，3，4）</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>国民規制等への対応（1，2）</p> <p>公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対しては、国民規制の問題への取組を含め、厳正に対処してきているほか、国民規制の実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図ることとしている。また、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会は、関係省庁に対しその早急な見直しを求めるなど所要の調整を行うことにより、国民規制の問題に積極的に対応していく所存である。</p> <p>また、当委員会は、従来から、高度寡占産業を含め、事業者の事業活動に関する実態調査を行い、競争政策上の問題点を指摘するとともに、関係業界団体及び関係行政機関に対し、改善のための措置を求めている。これを受けて、関係業界団体・行政機関では、改善に向けた取組・検討を行ってきている。</p> <p>競争制限的な行政指導への対応（3）</p> <p>競争制限的な行政指導が行われないよう、引き続き、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を踏まえて関係行政機関との調整に適切に対応する。</p> <p>公正取引委員会と総合規制改革会議との共同作業を促進（4）</p> <p>公正取引委員会は、競争政策の観点から、規制改革に係る調査・提言のほか、規制改革後の市場における公正な競争ルールを確立するためのガイドラインの策定等を行い、また、総合規制改革会議は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項につき総合的に調査審議を行っており、両者は、それぞれの機能・役割を遺憾なく発揮することにより、規制改革の推進という共通の目標に向けて取り組んでいるところである。</p>			
担当局課室等名	経済取引局総務課，経済取引局寡占対策室，取引部取引調査室，審査局管理企画課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	E U
項目	独占禁止法の適用除外や特例の見直し		
意見・要望等の内容	公正取引委員会は、最終的には撤廃をする方向で、独占禁止法の適用除外や特例の見直しを行うこと。		
関係法令	独占禁止法，各個別法	共管	各省庁
制度の概要	独占禁止法適用除外制度は、他の政策目的を達成するため、法令に定められた一定の要件を満たす事業者の行為等について独占禁止法の禁止規定等の適用を除外するもの。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済  措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中  具体的措置の検討中	措置困難 その他 措置するか否かを含めて検討中
(説明)			
独占禁止法適用除外制度については、累次の閣議決定を受けて、近年見直しが行われてきた結果、平成8年3月末において30法律89制度存在した制度は16法律22制度まで縮減された。公正取引委員会としては、これらの制度の運用状況を十分注視することとしている。			
担当局課室等名	経済取引局調整課		

【様式】

【公正取引委員会，総務省，経済産業省，国土交通省】

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会，米国	
項目	公益事業分野における公正取引委員会と事業所轄省庁の連携			
意見・要望等の内容	<p>1 既存の事業者と新規参入者との条件の格差が大きい公益事業分野などの規制産業に関し，公正取引委員会と事業所管省庁は，消費者利益の増大や利便の向上を図るために，有効かつ公正な競争を促進する一層の協力を強めるべき。（日本労働組合総連合会）</p> <p>2 「V-B 規制産業における競争の促進」（米国）</p> <p>-1 電力・ガスの分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委は経済産業省との共同作業をさらに進める。</p> <p>-2 電気通信分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委は総務省とのさらなる協力を奨励する。</p> <p>-3 運輸交通の分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委と国土交通省との間の共同作業を促進する。</p>			
関係法令	独占禁止法，電気通信事業法，電気事業法，ガス事業法等	共管	公正取引委員会，総務省，経済産業省，国土交通省	
制度の概要	公正取引委員会は，競争についての一般法である独占禁止法を厳正に執行するとともに，事業所管省庁と協力して，規制緩和の推進等を図るべく，内外からの事業者の公正かつ自由な競争を促進し，消費者の利益を確保するため，競争政策の観点から，需給調整規制等により参入が制限されている分野等について積極的調査・提言を行い，参入規制等が緩和された分野について，規制緩和後の状況を調査し必要な提言を行う等競争政策の積極的推進を図っている。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】 規制産業における競争の促進</p> <p>電気事業，ガス事業，電気通信事業，運輸事業などのうち，従来，新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって，公正取引委員会は，所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば，今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し，改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。また，上記の規制産業については，競争を促進する観点から，事業所管省庁と公正取引委員会が，ガイドラインの策定を含めて，競争にかかわる制度の新設，見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：下記のとおり)			
(説明)				
公正取引委員会は，公益事業分野における競争を促進する観点から，事業所轄省庁と必要な連携を行っている。				
公正取引委員会と総務省は，平成13年11月，電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同して作成・公表している。				
公正取引委員会と経済産業省は，「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を策定し，それぞれ平成11年12月，平成12年3月に公表している。				
経済産業省は，平成13年3月に，公正取引委員会の協力を得て，経済産業省に寄せられた電力取引に係る相談事例についての独占禁止法及び電気事業法上の考え方をとりまとめ，公表している。また，現行の「適正な電力取引についての指針」を補足・充実するため，総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に適正取引ワーキンググループを設置し，公正取引委員会とも連携して，検討中。				
また，公正取引委員会は，経済産業省の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及びガス市場整備基本問題研究会に参加する等公益事業分野における競争的仕組みの導入等に当たって，競争促進の観点から積極的に対応した。				
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課，同ガス市場整備課 国土交通省総合政策局政策課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国
項目	エネルギー分野の競争環境を整備するための公正取引委員会の活動の強化 規制改革のプロセスと競争政策		
意見・要望等の内容	<p>1 公正取引委員会の活動を強化することを通じて、より競争的環境を整備すること、また、送電ネットワーク、ガスパイプライン、LNGターミナルに対するオープンかつ非差別的なアクセスを確保すること。</p> <p>2 「II-B. 競争政策のセーフガード」 エネルギー分野の自由化が、独占禁止法(独禁法)や関連ガイドラインの厳しい適用を含め、自由競争の促進に沿って進むことを確実にするため、米国政府は以下を提言する。</p> <p>II-B-1. 経済産業省と公正取引委員会(公取委)は、「電力の適正取引に関する通産省・公取委の共同政策」と「ガスの適正取引に関する通産省・公取委の共同政策」の解釈を明らかにし、すべての市場参加者に対し明白な規制情報を提供するために協力する。</p> <p>II-B-2. 公取委は、新しく設立されたIT・公益事業タスクフォースが電力・ガス分野における業務行為を積極的に監視、調査し、反競争的な行為に対しては適切な措置を取ることを確実にする。</p> <p>II-B-3. 経済産業省と公取委は、独禁法適用に関する助言要請に対する回答を速やかに公表する。</p>		
関係法令	独占禁止法 電気事業法	共管	公正取引委員会 経済産業省
制度の概要	公正取引委員会は、競争についての一般法である独占禁止法を厳正に執行するとともに、規制緩和の推進等について、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進し、消費者の利益を確保するため、競争政策の観点から、需給調整規制等により参入が制限されている分野等について積極的調査・提言を行い、参入規制等が緩和された分野について、規制緩和後の状況を調査し必要な提言を行う等競争政策の積極的推進を図っている。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】 規制産業における競争の促進</p> <p>電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争の仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は、電気事業及びガス事業分野における競争の促進の観点から、電気事業分野及びガス事業分野を所管する経済産業省と共同して、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を策定し、それぞれ平成11年12月、平成12年3月に公表している。</p> <p>また、公正取引委員会は、適宜、独占禁止法上の考え方を明らかにすることとしており、平成13年11月には、電気事業分野について、電力取引に係る独占禁止法違反事件処理の経験を踏まえて、「適正な電力取引についての指針」を補足するため、「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を作成・公表した。</p> <p>適正な電力及びガス取引について、公正取引委員会は、指針や考え方を踏まえ、電力取引及びガス取引について注視するとともに、独占禁止法上の問題行為があれば、同法に基づいて、当該行為の排除を積極的に行っていくこととしている。</p> <p>経済産業省は、平成13年3月に、公正取引委員会の協力を得て、経済産業省に寄せられた電力取引に係る相談事例についての独占禁止法及び電気事業法上の考え方をとりまとめ、公表している。また、現行の「適正な電力取引についての指針」を補足・充実するため、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に適正取引ワーキンググループを設置し、公正取引委員会とも連携して、検討中。</p> <p>さらに、公正取引委員会は、事前相談制度に基づき、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談制度申出書を受領してから30日以内に書面により回答することとしている。</p>			
担当局課室等名	公正取引委員会経済取引局調整課 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課，同ガス市場整備課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国
項目	特殊法人の民営化		
意見・要望等の内容	特殊法人（認可法人ならびに公益法人を含む。）の構造改革と民営化が、競争を阻害することなく、むしろ強化するような方向で、達成されることを確保する。それには、公取委がそのような民営化や再編成の計画について、競争政策の観点から、取り組みを見直し助言を提供することをも含める。		
関係法令	独占禁止法，特殊法人等設置法等	共管	特殊法人所管各省庁
制度の概要	公正取引委員会は、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進するため、競争の基本法である独占禁止法を厳正に執行するとともに、特殊法人の業務独占等を含む規制の改革等について、参入が制限されている分野等については規制の必要性等について積極的に調査・提言を行い、参入規制等が緩和された分野については規制緩和後の競争の状況を調査するとともに公正な競争条件を確保するための措置を採る等、競争政策の積極的展開を図っている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>特殊法人等については、設立当初の社会的要求を概ね達成し、時代の変遷とともにその役割が低下しているもの、民間事業者と類似の業務を実施しており、国の関与の必要性が乏しいもの等の存在が各方面から指摘されていることを踏まえ、特殊法人等改革推進本部等において、廃止・民営化等の見直しが行われているものと認識している。</p> <p>公正取引委員会としても、競争促進の観点から、特殊法人等がサービスを独占している事業分野については当該制度を存続する社会的必要性があるか、非独占の分野については旧来の制度に起因した慣行、行政機関の運用等により参入障壁が存在しないか、参入障壁が存在しない場合であっても、新規参入者との間の競争条件にイコールフットイングが確保されているかといった問題意識に基づき、今後、実態調査及び政策提言等を行うこととしている。</p>			
担当局課室等名	経済取引局調整課		



分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	地方公共団体による発注・入札制限の改善		
意見・要望等の内容	<p>地方公共団体が入札を行う場合に、地元事業者を優先する政策を採っており、地元事業者でないという理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者が入札に参加することができない。</p> <p>(要望)</p> <p>地方公共団体が実施する入札案件に課される過度の地域要件(発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)を有すること等)や分割発注を速やかに改善すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現することによって、地方公共団体は安く質の高い案件への発注が可能になる。</p>		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>公共工事の発注に係る地域要件の設定や分割発注は、地元状況を踏まえた円滑な工事施工への期待や、地域経済の活性化、雇用の確保等の観点から行われていると考えられる。しかしながら、行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、入札談合等独占禁止法違反行為を誘発・助長するなどのおそれがある。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>地方公共団体が、地元企業の育成、さらには地元経済の活性化等の観点から、地元業者に配慮した方針を採ることや、中小企業の受注の確保の観点から分割発注を行うこと自体は、基本的には、各地方公共団体の行政裁量の問題であるが、行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、入札に参加するメンバーが固定化されることや分割された工事ごとに受注を分け合うことにつながる面もあることから、入札談合等独占禁止法違反行為を誘発・助長するなど、市場における競争の制限・阻害につながるおそれがある。</p> <p>したがって、競争政策の観点からは、地元企業優先発注の方針の採用に際しては、地域の事業者間における入札談合等を惹起することのないよう、過度の地域要件の回避、事業者の自主性の確保に努めるなど、地方公共団体の行政運営が、競争政策との調和をもって行われることが望ましく、公正取引委員会は、これまで、様々な機会をとらえて、行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注の改善を発注機関に対して要請してきたところである。</p>		
担当局課室等名	経済取引局調整課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	個人
項目	学校指定店制度の廃止		
意見・要望等の内容	公立学校等の制服（標準服）の指定店制度は廃止すべき。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	一般的に、学校は、通学服や体操服について、独自にデザイン、素材、色などを定めて制服としている。このうち、通学服については、通常、学校が学区内にある衣料品店等を販売店として指定し、保護者は、これら指定された販売店において購入することが多い。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定  (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>大部分の学校においては、保護者が制服を購入する際における便宜を図ること等を理由として、学校が制服の販売店の指定をしていると考えられる。</p> <p>しかしながら、保護者の便宜を図るという観点からは、単に制服を購入できる販売店が明確に指定されていれば足り、指定販売店を少数のものに固定化しておくことに合理性があるかは疑問であることから、制服を販売しようとする事業者を広く指定したり、指定販売店以外の事業者が制服を販売しようとする場合に、制服の仕様を積極的に開示し販売店が自由にこれを取り扱えるようにするなど、指定販売店の在り方を見直すことが望まれる旨、地方公共団体に対し指摘を行った（平成11年6月）。</p>			
担当局課室等名	経済取引局調整課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	中小企業家同友会全国協議会，神奈川県，東京商工会議所，群馬県商工会議所連合会	
項目	下請法の厳正運用			
意見・要望等の内容	下請法違反行為に対して厳正かつ迅速に対処すること			
関係法令	下請法	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>下請法は，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として制定された独占禁止法の特別法である。同法は，物品の製造委託・修理委託取引を適用対象としているが，親事業者の義務として，書面の交付，書類の作成及び保存を定めており，これらの規定に違反した者は3万円以下の罰金に処することとされている。また，親事業者の禁止事項（下請代金の支払遅延，買ったたき等）を定めており，これに違反した親事業者に対して所要の是正措置を採るように勧告し，勧告に従わない場合，その旨を公表するものとされている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(2)】</p> <p>公正かつ自由な競争を促進するため，規制改革とともに競争政策の積極展開を図ることとし，引き続き，公正取引委員会の審査体制等の充実を含め，独占禁止法の執行力の強化を図り，価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して，告発を含め厳正かつ積極的に対処する。</p> <p>また，規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため，中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売，優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し，厳正かつ積極的に対処する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	〔措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は，下請法違反行為が行われていないかどうか監視するとともに，下請取引の状況を把握するため，毎年定期的に書面調査を実施し，同法に違反する行為又は違反するおそれのある行為が認められた場合には，所要の是正措置を採るよう勧告するなど厳正かつ迅速な処理に努めている。また，違反事件のうち，支払遅延及び減額に係るものについては，遅延利息の支払及び減額分の返還などの原状回復措置を講じている。</p>				
担当局課室等名	取引部下請取引調査室			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会，建交労中央 運輸労使協議会	
項目	下請法適用対象の拡大			
意見・要望等の内容	下請法の適用対象に役務の委託取引を加えるなど，下請事業者の利益保護等の機能を強化すること			
関係法令	下請法	共管	経済産業省	
制度の概要	下請法は，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として制定された独占禁止法の特別法である。同法は，物品の製造委託・修理委託取引を適用対象としているが，親事業者の義務として，書面の交付，書類の作成及び保存を定めており，これらの規定に違反した者は3万円以下の罰金に処することとされている。また，親事業者の禁止事項（下請代金の支払遅延，買ったたき等）を定めており，これに違反した親事業者に対して所要の是正措置を採るように勧告し，勧告に従わない場合，その旨を公表するものとされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 3（2）】 公正かつ自由な競争を促進するため，規制改革とともに競争政策の積極展開を図ることとし，引き続き，公正取引委員会の審査体制等の充実を含め，独占禁止法の執行力の強化を図り，価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して，告発を含め厳正かつ積極的に対処する。 また，規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため，中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売，優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し，厳正かつ積極的に対処する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 下請法の規定については，経済情勢の変化等に応じ常に検討していくべきものである。役務の委託取引において，親企業が下請中小企業に対して不当な不利益を与える行為については，現行の下請法の対象となっていないところ，独占禁止法の優越的地位の濫用規制により厳正に対処していくとともに，下請法の対象とすることの妥当性についてその取引実態を踏まえて検討していくことが必要と考えている。				
担当局課室等名	取引部企業取引課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	佐賀県知事，日本労働組合総連合会，東京都地域婦人団体連盟，俱知安消費者協会，北海道消費者協会，日本婦人会議俱知安支部ほか
項目	規制改革に伴う消費者の適正な商品選択を確保するための景品表示法の有効活用等の具体的検討		
意見・要望等の内容	<p>1 消費者保護策の強化について          不当表示，誇大広告に対する規制を強化し，特に商品のデメリット表示については，消費者の誤解や不安を招かないよう，消費者にとって分かりやすく見やすいものとなるよう，独占禁止法の厳格な運用に努め，消費者保護策の強化をはかってほしい。</p> <p>2 食肉類の表示のあり方について緊急要望          食品表示に関する一連の不当表示事件により失われた消費者の信頼を確保するため，早急に食肉類の表示に関する公正競争規約の見直しに着手するとともに，すべての公正競争規約に消費者意見が的確に反映される仕組みの構築を検討してほしい。</p>		
関係法令制度の概要	景品表示法	共管	なし
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は，従来から景品表示法による運用を中心として，消費者行政に積極的に取り組んできたところ，ここ数年来急速に進んでいる規制改革に伴う経済社会の構造転換により，事後規制型社会の中で自己責任原則の実現が求められている消費者にとっては，事業者による不当表示，ぎまんの顧客誘引行為による不利益を被る危険が増大している。</p> <p>公正取引委員会としては，消費者の適正な商品選択が確保されることが公正な競争の実現に不可欠であると考え一層の消費者行政への取組を強化していく。</p> <p>特に食品表示の適正化については，不当表示問題が相次いだ状況を踏まえ，排除命令等の迅速かつ厳正な措置を採っているところである。</p> <p>また，消費者行政への取組の具体的な成果として，外部有識者による研究会を設置し，不当表示規制の見直し及び現行の景品表示法の効果的運用を検討し，14年秋を目途に提言を受ける予定である。当該提言の結論を踏まえ，平成15年度に所要の措置を講ずる予定である。</p>			
担当局課室等名	取引部消費者取引課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	リース事業協会，オリックス（株）	
項目	景品規制			
意見・要望等の内容	<p>景品規制の全面的な撤廃</p> <p>現在の社会，経済情勢にかんがみれば，消費者はマスコミは他の媒体を通じて，商品選択のための豊富な情報を保有していることから，過大な景品類の提供が不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれは少ない。むしろ，景品提供を規制することによって，事業者間の公正な競争が妨げられ，本来消費者が享受できるはずの利益が阻害されている恐れのほうが大きいと考える。</p>			
関係法令制度の概要	景品表示法	共管	なし	
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会としては，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から，引き続き適切な景品規制を行っていくことが必要と考えており，規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし，景品規制の内容については，商取引の態様，経済状況，消費者の購買行動等の変化に応じて，常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。平成13年4月には，電子商取引が飛躍的に拡大している状況に対応するため，インターネット上で実施する景品提供のあり方についての考え方を明確にした「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」を公表したところである。</p>				
担当局課室等名	取引部消費者取引課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国，EU，日本労働組合総連合会	
項目	公正取引委員会の位置付け			
意見・要望等の内容	<p>1 我々は，9月21日に公表された改革工程表の中で提案されている公正取引委員会の地位の格上げを強く支持します。このことは，例えば，公正取引委員会を内閣府に属する独立機関として設置することにより達成できるかもしれません。（米国）</p> <p>2 公正取引委員会の組織としての位置付けを総務省の外局から内閣府に属する独立した官庁へ移管する。（米国）</p> <p>3 公正取引委員会の独立性の強化を引き続きはかるといった改革工程表における提案を具体的に進めること。（EU）</p> <p>4 公正な経済取引と透明な市場を確保するため，公正取引委員会を内閣府に移管し，人員を拡充し，体制を強化する。（日本労働組合総連合）</p>			
関係法令	独占禁止法，内閣府設置法，総務省設置法， 国家行政組織法	共管	内閣府，総務省	
制度の概要	現在，公正取引委員会は総務省の外局。 独占禁止法28条により，公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立が認められている。			
計画等における記載の状況	【改革工程表の「競争政策・市場制度設計」】 公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定	√ 検討中	措置困難	その他
	措置済	√	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定		具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： )			
(説明) 引き続き規制当局からの独立性・中立性等の観点から検討中。				
担当局課室等名	公正取引委員会事務局総局官房総務課，総務省大臣官房総務課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	カナダ，米国，EU，日本労働組合総連合会
項目	公正取引委員会の体制強化		
意見・要望等の内容	<p>1 公正な経済取引と透明な市場を確保するため，公正取引委員会の人員を拡充し，体制を強化する。(日本労働組合総連合会)</p> <p>2 競争関係に重大な影響をもたらす市場における急速な変化に対応するために，公正取引委員会の人員も大幅に増員する必要がある。(米国)</p> <p>3 2002年度に69人増員するという公取委の要求の承認を含め，今後5年間において，公取委の職員数を大幅かつ着実に増やすことに努める。(米国)</p> <p>4 公正取引委員会の業務上必要とされる資源，とりわけ人員を同委員会の拡大された役割に見合うよう増強すること。財政難にかかわらず，平成14年度における人員増加が実現することを希望する。(EU)</p> <p>5 カナダは日本に，公正取引委員会が拡大された役割を適切に果たすことができるように，職員数の増加と審査権限の増大など，同委員会に対して十分な人的資源と権限が付与されるよう強く要請する。(カナダ)</p>		
関係法令制度の概要	独占禁止法，景品表示法，下請法	共管	なし
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(2)】</p> <p>公正かつ自由な競争を促進するため，規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし，引き続き，公正取引委員会の審査体制等の充実を含め，独占禁止法の執行力の強化を図り，価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して，告発を含め厳正かつ積極的に対処する。</p> <p>また，規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため，中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売，優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し，厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については，関係省庁から人員の派遣を受けるなどして，申告のあった事案に対しては，可能な限り迅速に処理することとし，大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては，周辺の販売業者の事業活動への影響について個別に調査を行い，問題のみられる事案については厳正に対処するとともに，必要に応じて，その後の価格動向のフォローアップを行う。</p> <p>【改革工程表の「競争政策・市場制度設計」】</p> <p>独禁法違反行為に対する執行力の強化，合併等事案の審査体制の強化，競争環境の積極的創造に向けた取組の強化等を通じて競争政策を強力に実施することとし，それに資するよう，今後さらに公正取引委員会の体制強化・機能充実を図る。</p> <p>【規制改革の推進に関する第1次答申第2章1】</p> <p>(1) 独占禁止法等の執行強化のための諸施策</p> <p>規制改革の目的は，ルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済社会を実現していくことであり，市場経済の基本ルールである独占禁止法等についても，その厳正な執行が求められる。このためには，独占禁止法等の執行機関である公正取引委員会について，その体制と権限が独占禁止法等の執行の徹底にふさわしいものである必要があり，そのための検討が不可欠であると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>体制についても，公正取引委員会の体制強化を図るとともに，公正取引委員会の位置付けについて，規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討すべきである。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：)	)	



(説明)

競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められているところ、公正取引委員会の体制については、政府全体として行財政改革が進められている中であって、平成14年度においては、定員40人の増員を行い、審査部門を中心とした体制の充実強化を図ることとしたところであり、今後とも独占禁止法、景品表示法及び下請法を厳正に運用していくため、必要に応じ人員を含めた体制の充実に努めていくこととしている。

(機能強化関係については「制度等の見直し」参照。)

担当局課室等名	官房人事課
---------	-------

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	個人
項目	資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方の明確化		
意見・要望等の内容	資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方の原案に対する意見（税理士の広告に関するもの）を踏まえ、成案を策定してもらいたい。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 5(2)イ 別添2】</p> <p>(1) 業務独占資格制度</p> <p>b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成13年10月）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>資格者団体による自主規制の見直しやその見直し後の適正な活動に資するため、資格者団体の活動、特に会員間の競争に与える影響が大きいと考えられる報酬、広告及び顧客に関する活動について、平成13年10月、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」として公表している。</p> <p>なお、本考え方については、平成13年6月に原案を公表し、各方面から広く意見を求め、寄せられた意見を十分参酌の上、原案の一部を修正し、策定したものである。</p>			
担当局課室等名	取引部取引企画課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	経済団体連合会，日本損害保険協会， 都銀懇話会ほか金融業界団体
項目	企業結合規制（金融会社の株式保有規制）		
意見・要望等の内容	<p>1 「独占禁止法第 11 条の規定による金融会社の株式保有の認可についての考え方」（11 条ガイドライン。平成 9 年 12 月公表）における認可類型として，従属業務子会社に認められる業務と金融会社等に認められる業務の併営を認めてもらいたい。（都銀懇話会ほか金融業界団体）</p> <p>2 自己競落会社は，親銀行の 100% 出資でなければならないとされているが，出資先に当該親銀行の親会社（持株会社）やグループ会社を含めてもらいたい。（経済団体連合会，都銀懇話会）</p> <p>3 独占禁止法第 11 条ただし書認可の審査において，株式取得先の業務内容の審査については保険業法等の規制に委ねるべきである。（日本損害保険協会）</p> <p>4 保険会社の従属業務子会社は，「独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」（11 条ガイドライン。平成 9 年 12 月公表）により収入依存度規制が課されているところ，収入依存度先を，平成 10 年 12 月の金融システム改革法で採用された実質支配力・影響力基準の子会社・関連会社（子法人等，関連会社等）まで拡大してもらいたい。（日本損害保険協会）</p>		
関係法令 制度の概要	独占禁止法第 11 条	共管	なし
計画等における記載の状況	<p>独占禁止法第 11 条は，金融会社が他の国内の会社の株式を 5 %（保険会社の場合は 10 %）を超えて保有することを原則禁止している。他方，同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合等には 5 %（10 %）を超えて株式を保有することができる。</p> <p>公正取引委員会は，上記認可についての考え方を「独占禁止法第 11 条の規定による金融会社の株式保有についての考え方」（11 条ガイドライン。平成 9 年 12 月公表）において明らかにしているところ，認可類型を従属業務子会社と金融会社等とし，自己競落会社については，従属業務子会社として，当該子会社の全株式を親金融会社が保有すること，従属業務子会社については，親金融会社等（親金融会社，その子会社及びこれらの役員・従業員）に対する収入依存度が原則として 5 0 % 以上であること等を認可要件としている。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済（1，2） 措置予定 （実施（予定）時期：平成 14 年 3 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他（3，4）
<p>（説明）</p> <p>従属業務と金融関連業務の併営の容認（1） 銀行法等が改正され，従属業務と金融関連業務の併営が認められることとなったことも踏まえ，従属業務子会社の業務と金融会社等の業務の併営が可能となるように 11 条ガイドラインを改正した。</p> <p>自己競落会社に対する出資要件の緩和（2） 銀行法等の改正も踏まえ，認可類型である従属業務子会社と金融会社等の各業務を併営することができるように 11 条ガイドラインを改正し，従属業務子会社に対する出資要件を撤廃した。</p> <p>金融関連業務を営む会社等に対する認可審査の簡素化（3） 独占禁止法第 11 条は，金融会社が他の国内の会社の株式を 5 %（保険会社の場合は 10 %）を超えて保有することを禁止しているが，金融会社が従属業務子会社又は金融関連業務を営む会社等の株式を保有することについては，11 条ガイドラインの考え方に基づいて，例外的に認可を行っている。したがって，認可の可否を判断するためには，株式取得先の業務内容の審査が必要である。</p> <p>しかしながら，現在，第 11 条については，その在り方について全体的に見直しを行っているところ，その中で，金融会社等の範囲については，保険業法等との整合性を確保する方向で検討しており，この結果，業務内容に関する審査期間の短縮にも結びつくものと考えている。</p> <p>従属業務子会社の収入依存度規制の緩和（4） 従属業務子会社は，金融会社が営んでいる業務のうち，その固有の業務に従属する業務を経営効率化の観点から別会社に行わせるものであり，当該金融会社と実質的に一体のものと認められることから，認可を行っているものである。</p> <p>このような認可の趣旨を踏まえて収入依存度先を限定しているが，これまでも金融会社と従属業務子会社との実質的一体性が確保されていると判断されれば認可を行っており，個別に対応している。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	表示規制		
意見・要望等の内容	<p>腕時計の原産地認定基準の統一化</p> <p>「関税法基本通達 68-3-5」による原産地の定義は「新しい特性を与える行為を最後に行った国」である。それに対し、公正取引委員会は通達によって、高級腕時計について、時計本体（ムーブメント）とベルトが別々の国で生産された場合、原産国として両国を記載することとしているが、事業者のコスト削減及び消費者への分かりやすい表示という観点からは、これを「完成品の組立国」すなわち、関税法基本通達にいう「新しい特性を与える行為を最後に行った国」に統一すべきではないか。</p>		
関係法令	景品表示法	共管	なし
制度の概要	<p>景品表示法は、商品等の品質又は取引条件等について実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利と誤認されるような表示を禁止するほか、商品等の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるがおその表示については告示でその表示内容を指定した上で禁止している。</p> <p>原産国の表示については、商品の原産国を一般消費者が判別することが困難であると認められる表示について告示（「商品の原産国に関する不当表示」）を指定して不当な表示とし、同告示によって、原産国の定義を「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」と定めている。この「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」については、運用細則（昭和48年事務局長通達14号）において規定している品目があり、バンドが重要な構成要素となっている高級腕時計等であっては、ムーブメントの組立とバンドの製造が異なる国で行われた場合は、両方の行為が「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」であるとし、原産国は二国となるとしている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>景品表示法では、原産国について「実質的な変更をもたらす行為が行われた国」として定義しているが、これは景品表示法の目的が一般消費者の誤認のおそれを排除しようとするものであり、一般消費者が商品の原産国といった場合にその商品についてどのような行為が行われた国を連想するかという観点から基準を定めたものである。要望に例示された高級腕時計のムーブメントの組立とバンドの製造のように、商品によっては、その重要な構成要素又は生産工程が複数あり、そのいずれの部分も重要性には優劣はつけられない場合であって、それが別々の国で行われるときには、無理に原産国を1国に定義してしまうと消費者にとって原産国について分かりにくい表示となることから、原産国が2つ以上ある場合にはそれぞれについて表示することとしているものである。</p>			
担当局課室等名	取引部消費者取引課		

【様式】

【総務省，公正取引委員会】

分野	その他	意見・要望提出者	E U
項目	支配的事業者の指定及び市場の定義の作業の分業化		
意見・要望等の内容	<p>支配的事業者の指定はすべてのサービス市場で技術的に中立に行われるようにすべき。市場参入条件への影響の有無を基準とし，事前に設定する一つの基準に基づくべきではない。共同支配の概念も，現在は改正電気通信事業法に含まれていないが，考慮されるべき。支配的事業者の指定及び市場の定義の作業はそれぞれ，規制当局たる総務省と，競争当局たる公正取引委員会が行うべきである。</p>		
関係法令	電気通信事業法	共管	なし
制度の概要	<p>市場支配的な電気通信事業者については，次の2類型が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者</li> <li>・ 第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって，収益ベースの市場シェアが25%を超え 当該シェアの推移その他の事情を勘案して総務大臣が指定したもの</li> </ul>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>異なる特性を有する市場において，画一的な規制を課すことは適当でなく，市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては，個々の市場の特性を踏まえて判断し，公正競争を確保する上で必要な規律を課すことが必要である。</p> <p>また，「共同支配」については，我が国においても，移動通信分野においては複数の電気通信事業者を市場支配的な電気通信事業者として指定する可能性を排除しているものではない。</p> <p>市場支配的な電気通信事業者の指定については，電気通信事業法において，総務大臣が指定するものとされている。</p> <p>公正取引委員会は，個々の市場の特性を踏まえ，公正かつ自由な競争が阻害されるおそれのある行為について独占禁止法の規定に基づいて，当該行為の排除等厳正に対処することとしている。</p>			
担当局課室等名	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p>		